

鹿屋市感染症対策 業務継続計画

令和2年6月

鹿屋市

1 目的

新型コロナウイルス等の感染症により市職員に出勤困難者が発生した場合において、市民の生命と健康を守り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供していくため、次の事項を主な目的として、「鹿屋市感染症対策業務継続計画」（以下、「計画」という。）を策定する。

- 【目的1】 新型コロナウイルス等による感染症から市民の生命と健康を守るため感染拡大防止策を徹底する。
- 【目的2】 市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持する。
- 【目的3】 市の業務を継続するために必要な体制を整える。
(庁舎施設内、市管理施設内の感染拡大防止・職員の安全確保)

2 市の対応方針

本計画の目的を達成するための対応方針を次のとおりとする。

- 【方針1】 市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するために必要不可欠な業務を継続する。
- 【方針2】 通常業務の一部を中断し、優先度の高い業務に職員を重点的に配置して業務の継続を図る。
- 【方針3】 感染拡大防止のため、必要な施設の利用範囲を縮小又は閉鎖する。
- 【方針4】 職員の出勤状況により本計画を弾力的に運用する。

3 計画の適用範囲

計画の適用範囲は、市が実施している全ての業務とする。

4 業務の区分と選定の考え方

(1) 非常時優先業務（優先度1：業務S及びA）

① 緊急対応業務（業務S）

新型コロナウイルス等発生時に、応急的に対応するため、新たに発生する業務

- 市民、関係機関等に対する発生状況、感染予防等の最新情報に関する最新情報の収集と提供に関する業務
- 新型コロナウイルス等に関する外部からの問い合わせへの対応に関する業務
- 消毒等の緊急的な対応に関する業務

② 継続業務（業務A）

新型コロナウイルス等発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために中断することができない業務（応援体制により継続する業務）

- 市民の生命を守る業務
- 市民生活を維持する業務
- 市の基盤維持に関する業務
- 中断すると法令違反となる業務

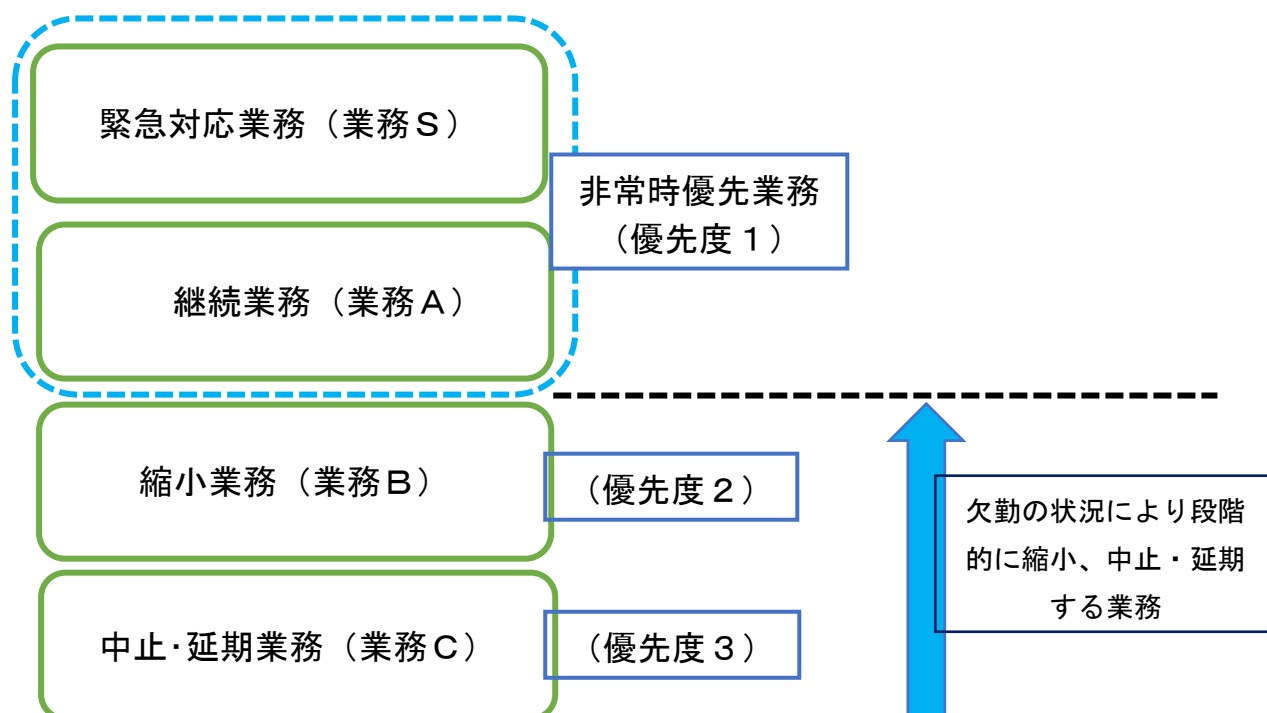
（2）縮小業務（優先度2：業務B）

新型コロナウイルス等発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために継続することが望ましいもので、体制を縮小してもその遂行に影響が比較的少ない業務

なお、縮小業務は、非常時優先業務の進捗状況や、出勤困難な職員の発生状況に応じて段階的に中断する。

（3）中止・延期業務（優先度3：業務C）

- ・ 新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するために積極的に中止・延期する必要がある業務
 - 3密防止のために必要な業務
 - 発生源に係る業務
- ・ 当分の間業務を中止・延期してもその後の対応が可能な業務



5 業務の選定

上記「4 業務の区分と選定の考え方」に基づき、各対策部長の指示により、各課において業務を選定する。

(各部課の業務区分は「継続業務一覧表」を参照)

なお、この業務については、必要に応じて随時見直すものとする。

6 業務の運用

(1) 業務の優先度は「非常時優先業務（優先度1：業務S及びA）が最も高く、他の業務に優先して行われるものとする。

(2) 業務S及びAを優先して実施するために必要があるときは、他の業務を中断し、同業務に従事している職員を応援職員として再配置する。

【人員配置の運用】

○ 各部（課）は、S及びAを優先して実施するために必要な人員が不足した場合には、「課内→部内→部間」の順で応援職員を配置する。また、「C 中止・延期業務」の担当者を優先的に再配置する。

○ 業務担当者が登庁困難となった場合に備え、代替職員（副担当者・第3担当者）を各部（課）で指名するとともに、業務内容をあらかじめ共有しておく。

○ 特に専門的知識や経験を必要とする業務については、総務対策部においてあらかじめ該当者のリストを整理し、状況に応じて応援職員を配置する。

なお、業務の専門性が高く、応援職員だけでは業務遂行が困難な課においては、総務対策部と協議のうえ、感染者発生状況に応じて、早期に班体制の勤務を検討する。

○ 人員の配置に当たっては原則として、課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部からの応援職員が必要な場合は、総務対策部へ要請し、各部は全面的な協力体制を整備したうえで、総務対策部において調整する。

(3) 業務の中断・再開の判断は、新型コロナウイルス等の感染状況、社会的状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して、対策本部で決定する。

7 計画実行のための体制

(1) 対策本部の構成と役割

① 構成

鹿屋市新型インフルエンザ等対策行動計画に規定する対策本部とする。

② 役割

- (ア) 全庁的な情報共有体制の確立と情報収集
- (イ) 市民及び関係機関への情報提供
- (ウ) 業務継続計画の発動と停止の指示
- (エ) 業務の中断、再開の指示
- (オ) 職員の再配置の指示
- (カ) 市民への外出自粛等の感染予防施策実施の要請
- (キ) 事業者への事業活動の自粛要請
- (ク) 職員への感染予防の周知
- (ケ) その他、本部長の指示に関する事項

(2) 対応体制

市内で感染者が発生した以降、市民の相談対応・普段の情報収集等、必要に応じ、平日・祝休日及び夜間においても対応が必要な各対策部に対応職員を配置する。

(3) 計画の発動・終了

①計画の発動

本計画は、次の場合において、対策本部会議に諮り、本部長の指示により発動する。

- (ア) 新型コロナウイルス等が市内で発生した場合
- (イ) 新型コロナウイルス等により市職員の感染等による出勤困難者が発生した場合

②計画の終了

本計画は、新型コロナウイルス等の感染状況、社会的状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して、対策本部会議に諮り、本部長の指示により終了する。

③住民への周知

本計画を発動、或いは終了した場合は、各種媒体（防災行政無線、市ホームページ、かのやライフ、FMかのや、広報かのや）を通じて、業務の縮小と再開について周知する。

(4) 指揮命令システムの確保

意思決定権者である管理職がri患した場合等で出勤不能となった場合の代行者は次のとおりとする。

- ①本部長： 市長 → 副本部長 1（原口副市長）
→ 副本部長 2（宮地副市長） → 総務部長
- ②対策部長：対策部長 → あらかじめ対策部長が指定する課長

（５）計画実行体制の確保

①職員等への周知及び徹底

- (ア)所属内において、本計画及び関連文書の周知を徹底する。
- (イ)対策本部における決定事項については、各部（課）を通じて職員に伝達する。
- また、指定管理者、委託事業者等への情報連絡は所管課が行う。

②職員の感染予防・感染拡大の防止

(ア)各所属における取組

所属長は、各職場における手洗い、うがい、咳エチケットを励行する。咳等が出る場合は、マスク着用の徹底や十分な換気などの感染防止対策を実施する。

(イ)職員の取組

職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、新型コロナウイルス等に対する正しい理解に努め、日頃から感染防止対策等に留意する。

(ウ)感染職員及び家族に感染者等がいる職員の取扱

総務課の通知文に従い、感染拡大防止対策に努める。

8 市施設における措置事項

新型コロナウイルス等の感染症が、

- ・市内で発生した場合
- ・市職員に感染等による出勤困難者が発生した場合

において、市施設（指定管理施設を含む）で来庁者及び職員が感染する可能性を低減し、可能な限り感染を防止する対策を実施する必要があることから、感染予防・感染拡大防止対策を次のように定める。

（１）市施設での感染予防・感染拡大防止

①課内の清掃・消毒、換気の強化

各課は毎日、朝・昼及び適宜の時期に課内の電話、カウンター、職員の机等の消毒のため清拭を実施する。あわせて、窓を開けた換気を行う。

②職員のマスクの着用及び手洗い・手指消毒の徹底

③施設来庁者に対する要請

各課は可能な限り、手指消毒液を配置し、来庁者へのその利用を要請する。あわせて、マスクの着用も要請する。また、あらかじめ、各広報媒体を通じて、市民への要請を行う。

④電話による相談

相談業務については、原則、電話対応のみとする。

⑤マイナンバーカード等の活用促進

住民票など、マイナンバーカードによりコンビニ等での発行が可能なものや、電子申請が可能なものについては、その活用を強く促す。

⑥窓口での「3密」防止

窓口業務で来庁者が滞留するようなものについては、3密を避けた場所での待機を促し、可能な範囲で携帯等での呼び出し等を実施する。

⑦エレベーターの使用制限

エレベーターは、密閉された空間のため感染拡大の場となる可能性が高いことから、その使用を抑制する。また、その旨をエレベーター前に掲示し、来庁者に周知する。

⑧感染者の接触が認められた際の消毒の実施

感染者（職員、来庁者）の行動歴の中で市施設内での発生（接触）が確認された場合、鹿屋保健所の指導・助言に基づき必要な範囲の消毒を実施する。

（2）来庁の制限

- 来庁者が市施設内で感染しないようにするため、市民等への不要不急での来庁の自粛について、各広報媒体を通じて要請する。
- 相談業務については、原則、電話対応のみとする。
- 市施設内での発生（接触）状況に応じ、段階的に市施設出入口を制限又は閉鎖するとともに、「来庁者立入禁止区域」を設ける。
- 市施設出入口の制限又は閉鎖については、発生（接触）が確認された課が設置されたフロアの全面閉鎖を基本として、実施業務の縮小・中止の度合いにより対策本部会議において決定する。
- 制限・閉鎖が決定した場合においては、各広報媒体を通じて速やかに市民に周知する。